

資料2
 第二種使用等拡散防止措置確認申請
 (「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」の4に基づき、
 当該委員会の審議を要さないものとして報告するもの)

令和5年11月29日

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
Hepatitis B virus、Human immunodeficiency virus 1 (増殖力等欠損株)、マウス、大腸菌	東京都医学総合研究所	2 (2) 3 (1)
Vaccinia virus、大腸菌	東京都医学総合研究所	2 (2) 3 (1)
大腸菌、Norovirus	大阪健康安全基盤研究所	2 (1)
Herpes simplex virus、アデノ随伴ウイルス	医薬基盤・健康・栄養研究所	2 (2) 3 (1)
大腸菌	北海道大学	2 (1)
大腸菌、Coronavirus	北里大学	2 (2)
大腸菌、Hepatitis B virus	千葉大学	2 (1)
大腸菌、Nelson Bay orthoreovirus、Avian orthoreovirus、Vaccinia virus (DIs株)	大阪大学	2 (2) 3 (1)
大腸菌、ウッドチャックデルタウイルス、オジロシカデルタウイルス、キンカチョウデルタウイルス、コウモリデルタウイルスA、コウモリデルタウイルスB、げっ歯類デルタウイルス	大阪公立大学	2 (2)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、Rotavirus	東北大学	2 (2) 3 (1)
大腸菌	同志社大学	2 (1)
adenovirus	岡山大学	2 (2) 3 (1)
大腸菌、Dengue virus、Zika virus、日本脳炎ウイルス、昆虫フラビウイルス、マウス	北海道大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、アデノ随伴ウイルス、マウス	国立国際医療研究センター	2 (2)
Tick borne encephalitis virus、大腸菌	国立感染症研究所	2 (2) 3 (1)
Measles virus、Vaccinia virus、大腸菌	東京大学	2 (2)
大腸菌	東京大学	2 (2)
Murine pneumonia virus	東京大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、Parainfluenza virus、Vaccinia virus (DIs株及びLC16m8株を除く。)	東京大学	2 (2)
大腸菌、Vaccinia virus	国立感染症研究所	2 (1)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
マウス	Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社	2 (1)
マウス	Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社	2 (2)
Parainfluenza virus	安田女子大学	2 (1)
Parainfluenza virus	安田女子大学	2 (1)
Parainfluenza virus	安田女子大学	2 (1)
Parainfluenza virus	安田女子大学	2 (1)
大腸菌	安田女子大学	2 (1)
大腸菌、Canine distemper virus	東京大学	2 (2)
大腸菌、Measles virus、Vaccinia virus	東京大学	2 (2)
大腸菌、bovine viral diarrhea virus	北海道立総合研究機構	2 (2)
その他、申請者の希望により、非公表が13件		

※委員会報告とした理由欄には、

「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」別紙のうち、該当する箇所を記載

【参考】 遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について 別紙 一抄一

2. 遺伝子組換え実験(動物接種実験、植物接種実験を除く)

(1)文部科学大臣の確認を執った拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主及び供与核酸が同一であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2)文部科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主が同一であり、供与核酸のうちタグ遺伝子又はレポーター遺伝子が異なるもの、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの(ただし、新たに導入する供与核酸が由来する生物(ヒトを含む)である核酸供与体が、研究二種省令別表第一の一のイ、ロ又はニ若しくは同表二のロ又はハに該当する場合、同供与核酸が同表一のニ、ホ又はト若しくは同表三のロに該当する場合を除く)

3. 動物接種実験(拡散防止措置が特定飼育区画である場合を除く)

使用する遺伝子組換え生物等が、2. (1)又は(2)に掲げるものであり、以下のいずれかに該当する動物接種実験(ただし、当該動物は、飛翔する能力を擁する生物等、魚類その他の水中生物等、又は寄生虫その他の微小生物等である場合を除き、かつ、遺伝子組換え生物等である場合には動物単独で使用する場合に文部科学大臣の確認を受けることが必要とされないものに限る)

(1)当該遺伝子組換え生物等を接種する動物が同一種であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2)主査が指名した委員による意見をもとに、拡散防止及び実験安全の観点から主査が適切であると判断するもの

4. 細胞融合実験